

令和2（2020）年7月30日【木】
於 栃木県公館大会議室

第179回 栃木県都市計画審議会
会 議 録

1. 開催日 令和2（2020）年7月30日（木）

2. 開催場所 栃木県公館 大会議室

3. 出席委員 19名

山田委員、藤島委員、大森委員、森本委員、
 枳委員、荒井委員、青山委員、稲葉委員、
 河村委員(代)、土井委員(代)、幸田委員(代)、
 原田委員(代)、齋藤委員、斉藤委員、金子委員、
 岩崎委員、早川委員、板橋委員、福田委員

※(代)は代理出席であり、2号委員（関係行政機関の職員）については栃木県都市計
 画審議会規程により代理出席が認められております。

午後1時30分 開会

○事務局 定刻となりましたので、ただいまから第179回栃木県都市計画審議会を開会いたします。
最初に、委員に異動がございましたので、新任委員を御紹介いたします。

2号委員に、国土交通省関東運輸局長 河村俊信委員が任命されております。本日は代理で、国土交通省関東運輸局栃木運輸支局長 中里直之様が御出席されています。

○9番（河村委員代理：中里様） 国土交通省関東運輸局 河村俊信局長は21日に着任いたしまして本日出席できない状況から、私、栃木運輸支局長 中里が代理出席させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 同じく国土交通省関東地方整備局長 土井弘次委員が任命されております。本日は代理で、国土交通省宇都宮国道事務所長 井上啓様が御出席されています。

○10番（土井委員代理：井上様） 井上です。よろしくお願いいたします。

○事務局 4号委員に、栃木県議会議員 金子裕委員が任命されております。

○16番（金子委員） 金子です。よろしくお願いいたします。

○事務局 同じく栃木県議会議員 早川尚秀委員が任命されております。

○18番（早川委員） 早川です。よろしくお願いいたします。

○事務局 5号委員に、栃木県市議会議長会会長 福田洋一委員が任命されております。

○20番（福田委員） 福田です。よろしくお願いいたします。

○事務局 以上で、今回新たに委員となられた方の御紹介を終わります。

開会に当たり、県を代表して、益子県土整備部次長から御挨拶を申し上げます。

○益子県土整備部次長 皆さんこんにちは。県土整備部次長の益子と申します。本来であれば、令和2年度最初の都市計画審議会の開催に当たりまして、部長の熊倉から挨拶を申し上げるところでございますが、所用により出席できませんので、代わりまして一言挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、そして昨今の新型コロナウイルスの感染拡大が懸念される中、本日は出席を賜りまして誠にありがとうございます。また、日ごろから栃木県政、とりわけ県土整備行政の推進に際しまして御理解と御協力を賜り、改めて厚く御礼申し上げます。

今年も、特にこの7月になってから、九州地方をはじめとして全国各地で豪雨災害が頻発し、甚大な被害をもたらしているところでございます。本県におきましても、昨年10月の令和元年東日本台風により広域的かつ甚大な被害を受けましたことから、県民の安全・安心を一刻も早く取り戻すために、早期の復旧・復興に、県、市町、関係機関、建設業界が連携しながら、全力で取り組んでいるところでございます。

このような中、国におきましては、頻発、激甚化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制や移転の促進、防災まちづくりの推進に加えまして、まちなかに賑わいを創出していくため、安全で魅力的なまちづくりの推進等を盛り込みました「都市再生特別措置法等」の一部がこの6月に改正されたところでございます。

本県におきましても、県民が安全で安心な暮らしを送ることができますよう、引き続き、河川や道

路などのハード整備や、避難体制の強化などのソフト対策を着実に進めていくとともに、法改正の趣旨を踏まえた安全で魅力的なまちづくりに取り組んでまいりたいと考えておりますので、皆様の御理解と御支援をよろしくお願ひしたいと思います。

本日の審議会では、建築基準法第51条ただし書の規定によります産業廃棄物処理施設の敷地の位置に係るもの2件について調査・審議をいただくとともに、市町の都市計画決定案件について御報告をさせていただくことになっております。委員の皆様方には、それぞれの専門的なお立場から広く御審議、御意見をいただきますようよろしくお願ひいたします。

結びになりますが、今後とも本県の県土整備行政、そして都市行政の推進になお一層の御助言・御協力をお願ひ申し上げまして、挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願ひします。

○事務局 本日は委員20名のうち出席者は19名となっていることから、栃木県都市計画審議会条例第5条の規定による定足数に達していますことを御報告いたします。

それでは、第179回栃木県都市計画審議会に付議されました議案について、御審議をお願ひいたします。議事の進行につきまして、森本会長よろしくお願ひいたします。

○議長 はい、わかりました。それでは議事を進めさせていただきます。

まず議事録署名委員ですが、本日は、青山委員、稲葉委員を指名させていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日の案件としましては、お手元の「次第」にございますように、「宇都宮都市計画区域内に設置する産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」のほか、付議案件が1件、報告案件が1件でございます。

また、審議会は、栃木県都市計画審議会規定第12条の規定におきまして、栃木県情報公開条例第7条に定めております、個人の権利利益を害する恐れがある事項などを審議する場合や、公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合を除き、原則公開となっております。

それでは、第1号議案「宇都宮都市計画区域内に設置する産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」を議題といたします。この議案につきまして、幹事から説明をお願ひいたします。

○幹事（栃木県都市計画課長） 今年度幹事を仰せつかりました都市計画課長の吉川でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。以後は着座にて説明いたします。

第1号議案について御説明いたします。お手元の「議案書」の1ページから3ページまでが第1号議案でございます。議案書3ページの位置図を御覧願ひします。

本案件は、建築基準法第51条ただし書の規定によりまして、民間事業者が壬生町内の赤の区域に計画する産業廃棄物処理施設の敷地の位置が、都市計画上支障がないかどうか、御審議いただくものでございます。

第1号議案の詳細につきましては、特定行政庁の事務を所管しております栃木県県土整備部建築課長から御説明いたします。

○幹事（栃木県建築課長） 建築課長の竹久保でございます。本日はよろしくお願ひいたします。大変

失礼ですが着座にて説明させていただきます。

それでは、第1号議案について御説明いたします。お手元の参考資料1ページを御覧ください。

ページの中ほどに条文を抜粋しておりますが、建築基準法第51条では、「都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定されているものでなければ、新築し、又は増築してはならない」とされています。一方、ただし書がございまして、「特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障ないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない」とされています。

本案件は、ページ下の枠囲みに示しております建築基準法施行令第130条の2の2の下線で示す第2号イに掲げられております、廃棄物処理法施行令第7条で位置付けられた産業廃棄物の処理施設に該当します。

また、当該処理施設は平成23年及び平成30年に建築基準法第51条のただし書許可を受けておりますが、今回新たな焼却施設の増設により、建築基準法施行令第130条の2の3第1項第6号の下線で示す、増設後の処理能力が前回許可時の1.5倍を超えるため、改めて今回許可が必要となったものでございます。

それでは、議案の内容について説明させていただきます。

資料2ページ、左上「1 位置図」を御覧ください。当該地の位置を赤色で示しております。

場所は、東武宇都宮線の壬生駅から南へ約1.5kmに位置しており、用途地域は工業の利便性の増進を図る地域である工業専用地域に指定されております。このため、周辺には工場が多く立地しており、本施設が周辺の土地利用に支障を生じさせることはないと考えております。

当該地への主な搬入搬出路は、地図の黄色の線で示した主要地方道宇都宮・栃木線、主要地方道小山・壬生線などを使用し、申請地南側の栃木市道または敷地北側の壬生町道を経て申請地に搬入搬出することとしております。栃木市道は12mの幅員となっており、幅14mの出入口を確保しております。また、最も幅員の狭い部分は敷地周辺の壬生町道でございますが、こちらも最低でも10mの幅員が確保されております。

通学路に指定されている主要地方道宇都宮・栃木線及び主要地方道小山・壬生線は、両側に歩道が設置されております。

次に「2 施設の概要」を御覧願います。

事業者は、製造業、自動車産業等から排出される廃油を回収し、油水分離を行い、再生重油の販売を行うとともに、平成26年9月からは、産業廃棄物の焼却処理を行っております。

本施設における処理の主な流れですが、再利用が可能な廃油については、油水分離を行い再生重油として利用され、また、その他の産業廃棄物については焼却処理し、処理により発生した燃え殻やばいじんは、再生骨材などに再利用されるか、または埋め立てして最終処分されることとなっております。

また、新たに焼却処理施設が増設されることに伴い、一日当たりの処理能力は増加しますが、処理品目等の変更はありません。

既存の産業廃棄物処理施設は、廃油の油水分離が120m³/日、焼却は汚泥が137.472t/日、廃プラスチック類が68.256t/日などであることから、平成23年に建築基準法第51条ただし書許可を取得しております。

次に、右側の「3 施設配置図」を御覧ください。

処理施設の配置でございますが、敷地は赤の実線で示した範囲であり、桃色で示しているものが、今回新設する建築物で、焼却処理棟、燃え殻・灰保管庫の計2棟となります。

南門及び北門より産業廃棄物を搬入し、焼却処理棟で焼却後、専用の運搬車に積み込み、南門から搬出する計画となっております。

既存の処理施設を灰色で示していますが、今回新設する赤色で示している処理施設の焼却炉1炉を加えた計3炉の焼却炉と油水分離施設がございます。その他、焼却処理棟や事務所棟、保管庫などの既存の建築物が計12棟ございます。

なお、本施設の計画区域内には、破線で表示している宇都宮都市計画道路3・5・905号六美吾妻線の予定区域がございます。今回、建築物の新設に伴い、廃熱利用の実験施設であるビニールハウス等を予定区域に移設する計画となっておりますが、都市計画道路の整備開始の際には速やかに撤去（移設）することとして、別途、都市計画法第53条に基づく許可を受けることで協議済みとなっております。

将来、都市計画道路が完成した場合においても、それぞれの敷地内で事業が成り立つよう計画されており、土地利用上支障ないものと考えております。

また、地元との調整ですが、過去に壬生町及び地元住民団体と環境保全協定を締結しており、今回の変更内容については、当該地元団体に対し説明会を行い、了解を得ております。

最後に周辺地域の生活環境に及ぼす影響についてですが、焼却施設の設置の際に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、大気、騒音、振動、悪臭に関する生活環境影響調査を実施しており、評価を行っています。評価の結果、いずれも基準値を下回っており、また、定期的な環境モニタリングも実施することとしており、周辺地域の生活環境への影響はないと考えております。

以上のことから、本施設の敷地の位置については都市計画上支障がないものと考えております。第1号議案の説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。ただいまの説明を踏まえまして、委員の皆様には審議を進めていただきたいと思っております。御質問、御意見がありましたらお願いします。

○2番（藤島委員） 足利大学の藤島です。よろしくお願いいたします。

二、三お聞きしたいのですが、新たに焼却施設を設ける赤色と桃色の場所ですが、元々ここはどのような使い方をされていたのでしょうか、教えてください。

○幹事（栃木県建築課長） 元々、下の灰色で示しております焼却施設2つと敷地右手側の油水分離施設を利用して、資料2ページの左下の「廃棄物処理施設」に記載されている品目について、焼却や油

水分離を行っていたところでございます。今回、廃棄物処理の増大に備えて北側に同じような焼却施設を増設することで、現在のおよそ2.7倍の処理能力を持つ形になります。

○2番（藤島委員） 新たに設置する施設の元々の位置には、空き地というか、何も建物などはなかったのでしょうか。

○幹事（栃木県建築課長） 先ほど申し上げた、今回都市計画道路の予定地に移設いたします廃熱利用施設がこちら側でございます。今回、それを移設して新たにここに作らせていただくというのが、土地利用の計画でございます。

○2番（藤島委員） もう1つお聞きしたいのですが、搬出は南側の出入口からということですが、施設内に入ってくるのは、全て北側の入口から車両が入ってくるということですか。

○幹事（栃木県建築課長） 搬入は、北側と南側の両方を使う計画となっておりますが、かなりの部分を南側から、一定の割合で振り分けながら搬入を行います。

○2番（藤島委員） 搬入は北側と南側、両側からでよろしいですか。

○幹事（栃木県建築課長） はい、搬入は両側からいたします。

○2番（藤島委員） 新しく施設ができる前から、搬入は北側の入口も使っているということですか。

○幹事（栃木県建築課長） はい、基本的にはそのような形です。

○2番（藤島委員） 割合がもしわかったら教えていただきたいのですが。

○幹事（栃木県建築課長） おおよそですが、9割と1割という感じになります。

○2番（藤島委員） 9割が北側から入るということですね。

○幹事（栃木県建築課長） 9割が南からになります。

○2番（藤島委員） 搬出も搬入も、9割方が南側の入口ということですか。

○幹事（栃木県建築課長） 搬入については9割が南側で1割が北側。搬出については基本的に全て南側です。

○2番（藤島委員） わかりました。ありがとうございます。

○議長 よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、皆様から御質問がないようですので、本案件については、都市計画に支障がない旨、知事に答申することに御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 御異議がございませんので、本案件については、都市計画に支障がない旨を知事に答申いたします。ありがとうございました。

○議長 それでは、第2号議案「小山栃木都市計画区域内に設置する産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」を議題といたします。この議案につきまして、幹事から説明をお願いします。

○幹事（栃木県都市計画課長） 第2号議案について御説明いたします。お手元の「議案書」の4ページから6ページまでが第2号議案でございます。議案書6ページの位置図を御覧願います。

本案件は、建築基準法第51条ただし書の規定によりまして、民間事業者が下野市内の赤の区域に

計画する産業廃棄物処理施設の敷地の位置が、都市計画上支障がないかどうか、御審議いただくものでございます。

第2号議案の詳細につきましても、特定行政庁の事務を所管しております栃木県県土整備部建築課長から御説明いたします。

○幹事(栃木県建築課長) 第2号議案について御説明いたします。参考資料3ページを御覧ください。

建築基準法第51条の内容については、第1号議案にて御説明した内容と同様でございます。

続いて、本案件について、建築基準法第51条ただし書の許可が必要となる理由ですが、建築基準法第51条では「政令で定める規模の範囲内の新築においては許可は不要」とされているところがございます。この資料四角囲みの※2にございます建築基準法施行令第130条の2の3第1項第三号に定められているところがございます。

工業専用地域におきましては、廃プラスチック類の破砕施設については6トン、廃棄物処理法施行令第2条第二項に掲げる木くず等の破砕施設については100トンとされていますが、当案件はこの処理能力を超える新築となることから、ただし書による許可が必要となるものでございます。

なお、本案件の事業者は、群馬県内において産業廃棄物の中間処理業を営んでいる者で、栃木県内の解体現場から排出される建設系廃棄物の適正処理、リサイクル施設として当該施設を建設するものでございます。

それでは、議案の内容について説明させていただきます。

資料4ページ、左上「1 位置図」を御覧ください。当該地の位置を赤色で示しております。

場所は、JR小金井駅から東へ約2kmの位置にあり、用途地域は工業の利便の増進を図る地域である工業専用地域に指定されております。このため、周辺には工場が多く立地しており、本施設が周辺の土地利用に支障を生じさせることはないものと考えております。

当該地への主な搬入搬出経路ですが、黄色の線で示した新4号国道を使用し、下野市道を経て申請地に搬入搬出することとしております。最も幅員の狭い部分は、敷地に接する柴工業団地内の幅員12mの下野市道でございますが、車道で9m、両側に1.5mの歩道の幅員が確保されております。なお、近隣小学校の通学路と搬入搬出経路が重複する部分はありません。

次に、「2 施設の概要」を御覧願います。

事業者は、栃木県内の解体現場から搬出される木くずや廃プラスチック類の産業廃棄物を受け入れ、破砕処理後、製紙会社等にボイラー燃料として売却いたします。

本施設における処理の主な流れですが、受け入れ後、処理品目ごとに建屋内に保管し、前破砕として荒破砕を行います。その後、燃料チップにするため後破砕により粒度調整を行います。破砕時には、粉塵の飛散を防止するため、天井に設置した散水設備から必要に応じて散水を行うこととしております。また、混入している金属については、機械により磁石での選別を行い売却されることとなります。

次に、「3 施設配置図」を御覧ください。

計画敷地は赤の実線で示した範囲であり、事業者が工業団地内に自己所有する区画の一部でございます。

処理施設の配置でございますが、敷地北東に赤色で示した破砕機が設置される桃色で示した工場棟及び事務所の計2棟を建築する計画となっております。

また、地元との調整につきましては、工業団地内の連絡協議会、近隣の2つの自治会に対し説明を行い、了解を得ております。

最後に周辺地域の生活環境に及ぼす影響についてですが、大気、騒音及び振動に関する生活環境影響調査を実施しており、評価を行っています。評価の結果、いずれも基準等を下回っており、周辺地域の生活環境への影響は特に問題ないと考えております。

以上のことから、本施設の敷地の位置については都市計画上支障がないものと考えております。第2号議案の説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 ありがとうございます。ただいまの説明を踏まえまして、委員の皆様には審議を進めていただきたいと思っております。御質問、御意見がございましたらお願いします。

○2番（藤島委員） 続いて質問させていただきます。新たに処理施設を設置するということですが、木くずに関しても基準値から大分量的に多いと思っておりますが、交通量はどの程度増えるのか、見込みがありましたら教えていただきたいのですが。

○幹事（栃木県建築課長） 今回の新たな計画により、搬入車両が100台、往復で200台発生いたします。搬出は、資材を破砕して細かくする関係でボリュームが減りますので、搬出車両は50台、往復で100台。合計、片道で150台、往復で300台という台数が増加すると考えています。

現在の下野市道等の交通量については、増加率で申し上げますと、市道1-12号線が2.6%、市道2-20号線については6%程度増えるのではないかと予測しております。

○幹事（廃棄物対策課長） 廃棄物対策課でございます。

ただいま建築課長から御説明のありました通行量の増加に伴いまして、環境影響評価を行っております。昨年11月に大気、騒音、振動について調査し、いずれも法の規制値内であると確認はとれております。

○議長 藤島委員よろしいでしょうか。

○6番（藤島委員） はい。

○議長 そのほかにいかがでしょうか。

御質問、御意見がないようですので、本案件については、都市計画上支障がない旨、知事に答申することに御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 御異議がございませんので、本案件については、都市計画上支障がない旨を知事に答申いたします。

○議長 御協力ありがとうございました。以上をもちまして、本日の議案の審議を終了いたします。本日御審議いただきました議案につきましては、直ちに答申の手続きをとりますので御了承願います。

続きまして、報告事項に移ります。報告第1号「市町村の都市計画決定について」、事務局から報

告をお願いいたします。

○幹事（栃木県都市計画課長） 報告第1号「市町村の都市計画決定について」御報告をいたします。

資料はお手元の「第179回栃木県都市計画審議会報告資料」の表紙をめくっていただいたページの「報告案件の概要」の報告番号1を御覧願います。

本年の2月7日から7月29日までの間に、市町村が都市計画決定を行いました案件について報告するものでございます。

次に、1枚めくっていただきまして1ページを御覧ください。こちらの表は、市町村ごとに都市計画決定の件数を計画種別ごとに集計したものでございます。計の欄に記載したとおり、土地利用に関するものが6件、都市施設に関するものが6件、合計12件の都市計画決定がされております。

なお、それぞれの計画の概要につきましては2ページ目に、位置図については4ページ以降に添付しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

報告は以上でございます。

○議長 報告ということですので、後ほど御確認をよろしく願います。

○議長 事務局からほかに何かございますか。

○幹事（栃木県都市計画課長） 事務局から報告させていただきます。

本審議会の栃木県都市計画区域マスタープラン専門委員会の委員を務めていただいた小山工業高等専門学校の尾立弘史名誉教授が、去る4月20日に享年70歳で逝去されました。

尾立委員は、本審議会の専門委員会だけでなく、県都市計画審議会や県建築審査会の委員も務められ、長年にわたり本県の都市計画行政の推進に多大なる御尽力を賜りました。

ここに謹んで哀悼の意を表しますとともに、心より御冥福をお祈りいたします。

今後の専門委員会においては、都市計画区域マスタープランの都市計画手続を進める中で、昨年10月にいただいた答申との整合を確認いただく作業になることから、これまでの議論にも精通された現在の専門委員の方々に審議していただくことが適切と判断し、専門委員会の委員長である大森委員とも相談し、改めて尾立委員の後任は選任せずに進めていきたいと考えております。

以上、御報告いたします。

○議長 ただいま事務局から報告のありました尾立先生ですが、私も長くお付き合いがございました。突然の訃報に、大変残念に思っております。心からお悔やみ申し上げますとともに、先生の御冥福をお祈りいたします。

また、事務局から後任の専門委員は選任しないという報告がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございますか。

御意見、御質問がないようですので、事務局からの報告のとおり進めていただければと思います。よろしく願います。

以上をもちまして、本日の議事を全て終了いたします。委員の皆様には御審議いただきまして誠にありがとうございました。

それでは、事務局にお返しいたします。

○事務局 長時間にわたり御審議いただきありがとうございました。

本日用意いたしました資料が不要な場合には、そのまま机の上に置いていただいたままで結構です。

以上をもちまして、本日の審議会を閉会いたします。本日は大変ありがとうございました。

午後2時10分 閉会